

第430号 6月号 2020.6.19



岐阜県 商店街だより



発行元：岐阜県商店街振興組合連合会 岐阜市薮田南 5-14-53 TEL: 058-277-1107

商店街のリーダーに聞く vol. 3 商店街は個店のサポートを

◆恵那市商店街連合会

岐阜県内の頑張っている商店街のリーダーにお話を伺うシリーズの3回目。今回は恵那市商店街連合会の大塚康芳会長です。恵那市商店街連合会には2組合と周辺商店が加盟し、総員53を数えます。

■規模に合わせた取り組みを

大塚会長は1976年に大学を卒業し、一般企業勤務を経て家業の総合衣料店「フヂシマヤ」に入り、1988年から商店街活動に従事しています。商店街活動に身を投じた当初は恵那駅周辺に200店もの商店が立ち並んでいましたが、現在は100店程度になっています。大塚会長の口から出たのは、規模に見合った活動を実施する重要性でした。

「10年ほど前から県内の商店街では、中津川の六斎市や大垣の元気ハツラツ市など、毎月イベントを実施して来街者を集める取り組みが始まりました。ただ、わたしたちの商店街では担い手が少ないため、毎月実施することはできません。そこで春・夏・秋・冬と年4回、実施することにしました。」

恵那の商店街のイベント「恵那まちなか市」は2010年に始まり、これまで37回実施してきました（5月に予定していた第38回は中止）。魅力的な商品を用意するだけでなく、体験型のブースも提供し、積極的に子どもたちを呼

び込んでいます。子どもたちが発案した空き店舗を利用したお化け屋敷は、イベント終了時刻になっても終わらなかったほどだったそうです。

商店の減少傾向に対しても、恵那市商店街連合会は手を打ち始めています。傘下の恵那銀座商店街振興組合と恵那中央通り商店街振興組合とが発展的に解消し、振興組合を一つの組合にする方向で検討しているのです。恵那の商店街は元は一つの組合でしたが、高度化事業できめ細かく整備するために銀座商店街と中央通り商店街とに分かれた経緯があります。

「この10年、両組合とも会員は減少傾向にあります。体力のあるうちに対策を取る必要があります。デメリットとして近代化事業を諦めなければいけない点がありますが、①エリアが広がる、②優秀な若手人材に任せられるというメリットのほうが大きいと判断しています。1+1=3になるような形を目指しています。」

■今後の取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響は、もちろん恵那市にも及んでいます。恵那市ではすでに「カッとく！応援チケット！」というプレミアム付きチケットを販売したり、プレミアム商品券の発行を検討したりしています。恵那市商店街連合会でも個店を応援するための支援計画を立

てています。

「各店舗のアピールポイントを記載したチラシを配布しようと考へています。広告を打つにはお金がかかりますが、今回は各店舗に自己負担は一切ないので、ぜひ利用してほしいと思います。こういう危機にこそ、商店街が力を発揮するときです。」



▲大塚康芳会長

今後のイベントでは、恵那市に住む人に向けたものにしたいと、大塚会長は言います。ただ、商人がにぎわいを作るのではなく、関わってくれる人を作ることが大切だというのです。例えば恵那まちなか市では、中山道広重美術館と協力して子ども向けて版画教室を開きました。

苦境の飲食店を支援 まめなかな！美濃チケ！みらい飯！

◆美濃商工会議所

美濃商工会議所では5月7日から7月17日まで、クラウドファンディング「まめなかな！美濃チケ！みらい飯！」を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響で客足が遠のき、苦境にあえぐ商店街を含む美濃市内の飲食店を支援する取り組みです。美濃商工会議所の九野さんにお話を伺いました。

■全国から支援が

「まちなか市によって恵那の観光資源の見直しにもつながります。まちづくりを商店街だけで考へていては、アイデアは枯渇します。他の方と協力し、みんなの考えをうまく土台に乗せることができれば、マスコミも取材に来てくれますし、PRになります。」

■「三方よし」の精神

大塚会長は4月1日の朝刊を見て驚いたと言います。大手商社が企業理念を「三方よし」に変更したという全面広告に、三方よしの起源が載っていたからです。一般的に、「売り手よし」「買い手よし」「世間よし」といわれる「三方よし」は、本来は違う形でした。

「商売は菩薩の業、商売道の尊さは、売り買い何れをも益し、世の不足をうずめ、御仏の心にかなうもの」

「わたしは滋賀県の大学で経営を学びましたので、三方よしについても勉強しました。新聞広告が、商売は『御仏の心にかなうもの』という言葉を思い出させてくれたのです。」

「商店街に必要なのは智恵と努力です。正しい種をたくさん撒けば、わずかかもしれません、必ず芽が出ます。」

クラウドファンディングの仕組みはシンプルです。登録35店舗の中から支援したい店舗を選び、3,000円、5,000円、10,000円の支援額（食事券購入額）を決めるだけです。後日、支援額の10%を上乗せした食事券が届いたら、8月1日から6ヶ月間、利用することができます。

九野さんによると、新型コロナウイルス感染症の影響が目に見えてきた時点で、何らかの手



▲美濃チケのチラシ

を打つ必要を感じたそうです。特に、美濃市は「うだつの上がる町並み」に代表されるように観光業が盛んですが、政府や地方自治体の自粛要請によって観光客がぱったり来なくなりました。

「支援策を考えているとき、上部団体である日本商工会議所が中小飲食店をクラウドファンディングで支援するプロジェクトを開始したのです。クラウドファンディングを自力で実施する場合には利用料やリターン(食事券)の負担がありますが、本プロジェクトだと日本商工会議所が助けてくれるので、利用させてもらいました。」

商工会議所や参加店舗がSNS等で情報発信した結果、お話を伺った6月4日時点で、175人、総額168万円超の支援がありました。一次入金として、各店舗には6月1日に振り込んでいます。

支援は、ほとんどは美濃市内在住の方による

ものでしたが、中には愛知県、長野県、富山県など近隣県や、遠くは千葉県の方も支援してくれました。クラウドファンディングのホームページでは、「頑張ってください!」とか、「おいしい食事を食べられることを楽しみにしています。」などの応援メッセージを見ることができます。

■危機脱出から一步先へ

クラウドファンディングを開始した当初は資金繰り支援の意味合いが強かったのですが、現在は別の目的に変わってきた、と九野さんは言います。

「飲食店さんの資金繰りについては、もちろん楽ではありませんが、持続化給付金や県の協力金によって、なんとか回るようになっています。ですので、今、わたしが参加店の皆さんに言っていることは、『顧客の囲い込み』をして欲しいということです。」

具体的には、食事券を支援者に郵送する際、支援を受けた店舗のメッセージカードを同封するのです。一部を見せてもらったところ、手書きの丁寧な文字で書かれたもの、きれいな装飾の施されたものなど、店舗によってバラエティーに富んでいました。支援者は店舗を指定するほど愛着を持っていますので、メッセージカードによって更にロイヤリティを高める方策です。

6月に入り、愛知・岐阜・三重3県の往来が緩和されたことにより、国道にも自動車が戻ってきたといいます。美濃市に観光客が戻ってきたときに、自店舗を選んでもらうために工夫が求められています。幸い、美濃市の飲食店の方々は、「クラウドファンディングは励みになる。」「せっかく支援してもらったのだから、廃業するわけにはいかない。」と士気が高いようです。

飲食店以外の店舗については、本プロジェクトのような支援がないのが現状です。飲食店ではテイクアウトで穴埋めする方法もありますが、物販店では考えづらいところです。現在のと

ころ、美濃市で発行を検討しているプレミアム商品券で需要を喚起し、物販店にも波及させたい、と九野さんは仰っていました。

【取材・記事 中小企業診断士 山田圭介】

◆ 地方公共団体等と連携して申請すると テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用の許可基準を緩和します

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和することとしました。

また、地方公共団体に対しても同様に取り組んでいただけるよう要請しています。

今回の緊急措置のポイント

【内容】

- ①新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的営業であること
- ②「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること
- ③テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の措置であること
- ④施設付近の清掃等にご協力いただけること

【主体】

地方公共団体又は関係団体による一括占用

【場所】

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所

※歩道上においては、交通量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上の歩行空間の確保が必要です。

【占用料】

免除

(施設付近の清掃等にご協力いただいている場合)

【占用期間】

令和2年11月30日まで

【お問い合わせ】

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室
占用許可担当

T E L : 03-5253-8481 (直通)

F A X : 03-5253-1616

詳しくは、国土交通省のホームページをご覧ください。

◆ 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策 コロナ社会を生き抜く行動指針

令和2年5月14日より特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されましたが、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底は、県民の皆様にとって、ご自身及びご家族を守り、皆様の事業、お客様や従業員を守る、極めて大切なことです。

今後、第2波、第3波も予想されるコロナとの闘いは、長期戦に亘る可能性が高く、これからは「コロナとともにある (with_corona) 新しい日常 (new_normal)」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていかなければなりません。

本指針は、今後、県民の皆様に習慣として身に着けていただきたい基本的な感染防止対策をお示ししていますので、あらゆる機会において、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、対策を実践していただきますようお願いします。

以下は、商店街の活動に関係している部分を抜粋しております。

県の催事施設

(市町村、民間の催事施設についても、以下を参

考としていただきたい。)

○入場者数を制限し、滞在時間を短時間として
管理運営

○入場者の連絡先の登録、確認(来場者の感染を
確認した場合、他の来場者に速やかにメール
連絡する「岐阜県感染警戒QRシステム」を活
用)。全ての県有施設及び県が主催するイベン
ト会場に掲示。

○来場者の健康チェック(検温、マスク着用の確
認)。

○可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空
けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左
右の隣接する席を空けて使用。

○入场券販売所、案内所、入场ゲート、物販コー
ナーの会計場所等において、列の間隔を確保
するための床サイン等を実施。

○大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離で
の会話が想定されないイベントについては、
「歌唱・演奏・演劇等のステージイベント」に
よる。

○多数の人が触れる場所は、消毒を重点実施。

○人と人の距離を安定して確保できない場合
は、基本的に開催を控える。コンサートの立ち
見等は控える。

○無人施設においては、3密回避、手洗い・うが
いの励行を看板掲示や職員巡回等により呼び
かけ

○主催者や来場者に対し、適切な感染防止対策
を踏まえた施設利用をするよう徹底(施設借
上げ時の説明、チェックリストの提出等)

○イベントについては、概ね3週間ごとに、地域
の感染状況や感染拡大リスク等について評価
を行いながら、下記のとおり段階的に規模要
件(人数・収容率等)を緩和(1イベントあたり。
時間をずらす等の工夫は可能。)

5月25日～6月18日

屋内：100人以内又は収容率50%以内

屋外：200人以内又は十分な間隔確保(できれば2m)

6月19日～7月9日

屋内：1,000人以内又は収容率50%以内

屋外：1,000人以内又は十分な間隔確保(できれば2m)

7月10日～7月31日

屋内：5,000人以内又は収容率50%以内
屋外：5,000人以内又は十分な間隔確保(できれば2m)

感染状況を見つつ8月1日を目指途

屋内：収容率50%以内

屋外：十分な間隔確保(できれば2m)

歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

○歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密
閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集
まって密集する恐れがあるため、徹底した感
染防止対策が求められる。

○概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染リ
スク等について評価を行いながら、下記のと
おり段階的に対応。

5月25日～6月18日

6月19日～7月9日

密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十
分確保できないものは慎重な対応、管楽器にも
注意

7月10日～7月31日

感染状況を見つつ8月1日を目指途

密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイ
ドラインによる対応

※厳格なガイドラインとは、業界が策定するガ
イドライン(国通知より)

<主催者・会場管理者>

○飛沫防止のため、ステージと観客席との間に
十分な距離を確保。

○観客の入退場時の密集回避。

<ステージ出演者(歌唱者、演奏者など)>

○出演者同士の間隔を2m以上確保。

○マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実
施。

○特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れ
ないようにする。

○観客が声をあげたり、接触するような演出の
禁止。

○楽屋などでの3密回避。

<観客>

○ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。

○ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

◆ 持続化給付金 申請サポート会場について

「持続化給付金」については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、5月12日(火)より順次、「申請サポート会場」を開設いたします。

「申請サポート会場」では、電子申請の手続きをサポートさせていただきます。必要書類のコピー(できれば現物)をご持参の上、お越し下さい。なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制とします。事前予約無しに御来場いただいてもサポートが受けられませんので、ご注意下さい。

岐阜県内のサポート会場

岐阜会場 岐阜商工会議所2階 大ホール

関会場 関商工会議所2階 大会議室

中津川会場 中津川商工会議所3階 会議室

美濃加茂会場 美濃加茂商工会議所 大会議室

恵那会場 恵那商工会議所 会議室2／会議室3

各務原会場 産業文化センター1F かかみがはら21プラザ

高山会場 飛驒・世界生活文化センターB1F

大会議室

羽島会場 羽島商工会議所3F 大会議室

大垣会場 ソフトピアジャパンドリームコア5F

521室

美濃会場 美濃商工会議所3F 会議室

神岡会場 神岡商工会議所2F 会議室

可児会場 可児市勤労者総合福祉センター1F
会議室

多治見会場 セラミックパークMINO1F 国際会議場

土岐会場 土岐商工会議所3F 研修会

瑞浪会場 瑞浪市産業振興センター3F 大ホール(6月27日閉館)

予約方法は、①Web予約、②電話予約(自動)、

③電話予約(オペレーター対応)の3パターンがございます。

①Web予約

「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。

※トップページの「申請サポート会場」から予約ページに移動、予約する会場を選択し、必要事項を記入の上、「来訪予約」をクリックすることで予約が完了。

②電話予約(自動)

「申請サポート会場 受付専用ダイヤル」までお電話ください。自動ガイダンスで、予約方法を案内します。

※その際、予約する会場の【会場コード】が必要になりますので、事前にお近くの【会場コード】をご確認ください。FAX送信(同番号)でお取り寄せ頂くか、下記の「申請サポート会場 電話予約窓口(オペレーター対応)」までお問合せください。

「申請サポート会場 受付専用ダイヤル」

0120-835-130

受付時間：24時間予約可能

③電話予約(オペレーター対応)

「申請サポート会場 電話予約窓口(オペレーター対応)」にて、申請サポート会場の予約を受け付けます。

※なお、申請サポート会場の予約に関するお問合せは、下記窓口以外では、お受けいたしません。ご不便をおかけしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

「申請サポート会場 電話予約窓口(オペレーター対応)」

0570-077-866

受付時間：平日、土日祝日ともに、9時～18時

お詫びと訂正

商店街だより5月号に掲載いたしました、商店街のリーダーに聞くvol.2の記事(1ページ目左側17行目)に誤りがございました。正しくは、松本実行委員長です。訂正してお詫び申し上げます。

岐阜県商店街だよりは、岐阜県からの補助金を受けています。